

NPO法人丹生やまだっ子定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人丹生やまだっ子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山田小学校区を中心とした地域住民に対して、子どもがいきいきと成長するための居場所づくり等に関する事業を行い、人口減少・超高齢化する地域・社会の持続に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の居場所づくり事業
- (2) 子育て世帯への支援事業
- (3) 多世代間の相互理解を推進する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、正会員のみとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、正会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第25条、前条第2項、次条第1項第3号及び第46条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
- (4) 議長を選任に関する事項

- (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又

は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第34条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	山田	富美
副理事長	萩	芳子
理 事	澤田	真理子
同	丸毛	京子
同	新田	衛
監 事	岸本	仁文
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

役員名簿

NPO法人丹生やまだっ子

役名	氏名 <small>ありがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	やまだ ふみ		無
	山田 富美		
副理事長	はぎ よしこ		無
	萩 芳子		
理事	さわだ まりこ		無
	澤田 真理子		
理事	まるも きょうこ		無
	丸毛 京子		
理事	にった まもる		無
	新田 衛		
監事	きしもと ひとふみ		無
	岸本 仁文		

設立趣旨書

1 趣 旨

北区山田町は数多くの歴史や文化が残る町で、その中でも山田の里（山田小学校区内の農村地域）では「六條八幡宮の三重塔」「無動寺に隣接する若王子神社」や「箱木千年家」といった国指定の重要文化財が多くの方の手によって守られてきました。一方で、人口減少により地域コミュニティが弱体化し、歴史や文化をはじめとした山田の里をいかにして次世代に引き継いでいくかが近年の課題となっています。

そのような中で、放課後子供教室「どんぐり教室」の運営、「山田町パークマーケット」や「山田町イルミネーション」といったイベントを各団体で開催し、子どもの居場所づくりに繋げてきました。これらのイベントは参加者数も一定確保できており、行政を含めた関係団体等との連携も進んでいます。そこで今後は、活動頻度をあげる等して、より多くの事業成果をあげていきたいと思っています。

今回、法人として申請するに至ったのは、各団体で実践してきた活動や事業をさらに定着させ継続的に推進していくこと、令和 8 年度末に完成予定の山田町公園を、子どもを中心とした多くの地域住民に活用してもらい地域活性化につなげていく必要がある等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策と考えたからです。また、当団体の活動が営利目的でなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適だと考えました。

今後法人化することにより、組織を発展・確立させることができるとともに、地域の未来を担う子どものために、これまで地域活動に参加してこなかった方が顔を出すようになるなどしてコミュニティが広がれば、地域社会にも広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|-------------|--|
| 令和 6 年 10 月 | 山田町公園予定地において、公園が完成した際の利活用方法を検討するイベント「山田町パークマーケット」を山田校下里づくり協議会主催のもと開催。 |
| 令和 6 年 12 月 | 山田校下里づくり協議会及び山田ふれあいのまちづくり協議会が中心となった形で、山田町の活性化や子どもの居場所づくりを目的としたイベント「山田町イルミネーション」を開催
※山田町公園完成時は、山田町公園内で実施予定 |
| 令和 7 年 12 月 | 昨年同様、「山田町イルミネーション」を開催 |
| 令和 8 年 1 月 | 関係者間で法人化の意思確認 |
| 令和 8 年 3 月 | 設立総会開催 |

令和 8 年 3 月 23 日

NPO 法人丹生やまだっ子
設立代表者 住所又は居所
氏名 山田 富美

令和8年度事業計画書

NPO法人丹生やまだっ子

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたネットワークを活用し、他団体にも必要に応じて協力を仰ぎながら、事業の頻度をあげていきたいと考えています。特に地域住民が安心して集まり、つながりや支え合いが生まれる「地域の居場所づくり事業」を重点事業とします。また、令和8年度末に完成予定の山田町公園を、子供を中心とした多くの地域住民に活用してもらい地域活性化につなげていくことについて他団体の関係者と議論を進めていきたいと考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 地域の居場所づくり事業	子ども食堂	7・8・ 12・1・3 月 (計20回)	山田町各所	主に 山田町民 (600人)	0
	学習支援・自習スペース提供	7・8・ 12・1・3 月 (計20回)	山田小学校	主に 山田小学 校児童 (600人)	0
(2) 子育て世帯への支援事業	親子ひろば（育児相談会・産後ママ交流会など）	9～11 月・1月・ 2月 (計6回)	山田地域福祉センター	主に山田町民 (90人)	0
(3) 多世代間の相互理解を推進する事業	山田町イルミネーション	12月	山田町中直売所	主に山田町民 (400人)	0
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事業

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：萩 芳子、事務局スタッフ：丸毛 京子、澤田 真理子、和田 容子

令和9年度事業計画書

NPO法人丹生やまだっ子

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたネットワークを活用し、他団体にも必要に応じて協力を仰ぎながら、事業の頻度をあげていきたいと考えています。特に地域住民が安心して集まり、つながりや支え合いが生まれる「地域の居場所づくり事業」を重点事業とします。また、令和8年度末に完成予定の山田町公園を、子供を中心とした多くの地域住民に活用してもらい地域活性化につなげていくことについて他団体の関係者と議論を進めていきたいと考えています。

令和9年度は、2年目となることから更に事業を進めていきたいと考えます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 地域の居場所づくり事業	子ども食堂	4・7・ 8・12・ 1・3月 (計24回)	山田町各所	主に 山田町民 (720人)	0
	学習支援・自習スペース提供	4・7・ 8・12・ 1・3月 (計24回)	山田小学校	主に 山田小学 校児童 (720人)	0
(2) 子育て世帯への支援事業	親子ひろば（育児相談会・産後ママ交流会など）	4～6 月・9～11 月・1月・ 2月 (計8回)	山田地域福祉センター	主に山田町民 (80人)	0
(3) 多世代間の相互理解を推進する事業	山田町イルミネーション	12月	山田町中直売所	主に山田町民 (400人)	0
(4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第3号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事業

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：萩 芳子、事務局スタッフ：丸毛 京子、澤田 真理子、和田 容子

令和8年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
2. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	500,000	500,000
3. 事業収益	0	0
4. その他収益	0	0
経常収益計		550,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	100,000	
備品・消耗品費	200,000	
印刷費	10,000	
通信費	10,000	
保険料	10,000	
会場費	20,000	
委託費	200,000	
その他経費計	550,000	
事業費計		550,000
2. 管理費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		550,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄付金			
受取寄付金	50,000	50,000	
2. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	500,000	500,000	
3. 事業収益	0	0	
4. その他収益	0	0	
経常収益計			550,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	100,000		
備品・消耗品費	200,000		
印刷費	10,000		
通信費	10,000		
保険料	10,000		
会場費	20,000		
委託費	200,000		
その他経費計	550,000		
事業費計		550,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			550,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0